

〔研究ノート〕

内木家文書にみる加子母村の林産物生産

—— 榎木を中心に ——

萱場 真仁

はじめに

- 一 榎の製造と木曾の宿場町
 - 二 藪原宿の古畑茂左衛門と濃州三ヶ村の榎木
 - 三 村々における榎木生産の位置づけ
- (一) 「茶塩之賄」としての榎木生産
- (二) 天明飢饉の発生と加子母村の榎木伐り出し
- おわりに

はじめに

尾張藩が領有していた木曾山では、ヒノキをはじめとする良質な樹種が豊富に生育していたこともあり、江戸時代を通じて幕府や同藩による御用材生産が盛んに行われていた。そのため、尾張藩では有用な森林資源を枯渇させないよう、寛文期(二六六―七七三・享保期(二七一六―三二)の二度にわたる林政改革を皮切りに、木曾材木役所を中心とした森林資源の保全や

内木家文書にみる加子母村の林産物生産

活用方法の見直し、さらには造林に係る政策・施策が大々的に展開した⁽¹⁾。

こうした木曾山における尾張藩の森林管理や保全・活用に係る諸政策を展開するにあたって重要な役割を果たしていたのが、木曾材木奉行の支配下にあつて、森林の保続に関わるさまざまな経験知を蓄積した実務担当の役人たちであつた⁽²⁾。このうちの一人として、美濃国恵那郡加子母村に居住し、享保一五年(二七三〇)から幕末に至るまで代々「三浦・三ヶ村御山守」に就任していた内木家が挙げられる。

「三浦・三ヶ村御山守」(以下、本稿では「御山守」と略記)とは、飛驒・美濃・信濃の三国の国境に位置する信濃国筑摩郡王滝村の三浦山、および木曾山の南西側に位置する美濃国恵那郡の三ヶ村(川上村・付知村・加子母村の三ヶ村のこと、本稿では「濃州三ヶ村」と表記する⁽³⁾)の御山の管理を担っていた役職のことを指す⁽⁴⁾。内木家は享保一五年に一〇代武益が就任して以来、六代にわたつてこの役職に就いていた。当主は代々、「御山守」に就任すると彦七もしくは彦七郎を通称し、嫡子は御山守見習に就任すると善右衛門もしくは善左衛門を名乗るのが通例だつた⁽⁵⁾。

この「御山守」の職務には、三浦山・三ヶ村の御山の見廻りや盗伐の摘発といった森林管理に関わるものはもちろん、村方から森林資源を活用するにあたって差し出された願書を名古屋の役所などへ取り次ぐというものもあった。こうした内木家による森林管理やその他業務の一端を窺い知ることのできる史料が、今なお内木家や徳川林政史研究所には多く残されている。そのうちのひとつとして、ここでは「御用状留」という史料を紹介してみたい。

「御用状留」とは、木曾材木役所をはじめとする尾張藩の役所からの通達や、村の百姓たちからの願い出を取り次ぐにあたって作成した書状類などを年ごとに書き留めた帳面である。本史料は内木家と徳川林政史研究所にそれぞれ所蔵されており、それらをすべてそろえると、元文五年（一七四〇）～慶応二年（一八六六）までのものが全九五冊残っている。特に、宝暦七年（一七五七）～文化二五年（一八一八）までは、年代の抜けがない状態でそろっており、当該期における「御山守」内木家の勤務実態や村の様子を知るうえで非常に有用な史料であると考えられる。

この「御用状留」の記事をみてみると、御用材伐り出しをおこなうにあたっての人足や柚の動員数、加子母村の年貢収納、宗門改め、自身の借金に関することなど、林政・林業に関するものから村の生活に関わる内容まで多岐にわたっている。そのなかでも特に、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村では、百姓たちが豊富な森林資源を活用して多様な林産物を生産していたことがわかる記事が多くみられる。

具体的な林産物を列挙すれば、榲木・榊盤・榲木・榲木・益木地・榲木地・太鼓胴・下駄歯、さらには鳥糞などが加子母村をはじめとする村々で生産されており、それらのなかには周辺の中津川・大井といった宿場町

や、岐阜・名古屋といった城下町へと流通しているものもあった。

従来、ヒノキなど良質な樹種に恵まれた木曾山やその周辺地域における森林利用に関する研究は、幕府や尾張藩による御用材生産、およびそれら流通に係る伐木技術などを中心に進められ、これらに関する成果は膨大な蓄積がある⁶⁾。しかしその一方で、村々による森林利用の実態に関する研究は、林政史や森林の歴史に関わる研究全体を概観しても、未だ蓄積が少ないのが現状と言わざるを得ない⁷⁾。

そこで本稿では、これら「御用状留」をはじめとする内木家文書などから、濃州三ヶ村における林産物生産、そのなかでも特に、今回は木曾の宿場町で盛んに生産されていた榲木と関係が深い榲木の生産に焦点を当て、宿場町との関係や、村々における榲木生産が人びとにどのように位置づけられていたのかなどについて明らかにすることを目的とする。

なお、本文中で史料を引用する際は読点を打ち、旧字体・異体字は適宜新字体に改めた。史料中の傍線や記号も筆者による註記である。

一 榲木の製造と木曾の宿場町

まず、本稿で焦点を当てる榲木について説明を加えておきたい。榲木とは、文字通り榲木に加工するための原木のことを指している。榲木の製作に適した樹種には、ミネバリ（オノオレカンバ）やツゲ、イスノキなどの樹種が挙げられ、これら樹種が豊富に生育していた地域の周辺に榲木の主要産地が集中していることが多い。

江戸時代に榲木の生産が盛んであった地域としては、和泉国の貝塚や薩摩国の指宿などの西国に加えて、濃州三ヶ村の近くに位置していた木曾の宿

場町も主要な産地の一つとして挙げる事ができる。⁽⁸⁾

木曾の宿場町において櫛の生産が開始された時期は諸説あるが、享保期に開始されたとする説が最も有力である。当初は木曾と伊那を結ぶ脇街道沿いの清内路村から櫛の生産が開始され、木曾南方に位置する蘭・広瀬・妻籠を経て、岩郷・福島などへと製造方法が次第に伝播するようになったという。これら製造方法が、最終的には藪原・奈良井・贅川まで伝播し、製造の中心も藪原辺りに移っていったとされている。⁽⁹⁾

木曾の宿場町は御嶽山や善光寺を参詣するにあたっての往来に使用されることが多く、江戸中後期にかけてこれら寺社への参詣が盛んに行われるようになると、木曾の宿場町の土産物として櫛の製造・販売も隆盛となっていた。なかでも、藪原宿(現長野県木曾郡木祖村)では特に櫛の製造・販売が盛んであったようで、文人大田南畝は『壬戌紀行』のなかで以下の様に述べている。

〔史料一〕⁽¹⁰⁾

藪原の駅にいれば、駅舎のさまにぎわし、お六櫛あららぎの箸ひさぐ者多し、此所より諸国につたふといふ、今宵は米屋何がしが家にやとりぬ、あるじまめやかなるものにて、何くれと物がたれり、お六櫛の事をとふに、お六といへる女はじめみねばりの木をもて此櫛をひき出し、しかるに此あるじのおぢなるもの此業をつぎてひろめしより、あまねく志れりといへり、藪原またやご原ともよぶ、

これによれば、木曾の宿場町で販売される櫛は、初めに櫛を挽き出した女性の名前をとって「お六櫛」と呼称されていたという。本稿で「お六櫛」の由来やその伝承の真偽を考察する余裕はないが、藪原宿がかつてあった長野県木曾郡木祖村では、今なお「お六櫛」が伝統工芸品として製造・販

内木家文書にみる加子母村の林産物生産

売され続けている。このことから考えても、同宿では特に「お六櫛」の製造・販売が江戸時代から盛んだったことが窺えよう。

さらに木曾の櫛を有名にしたのは、「お六櫛」に想を得た戯作者山東京伝による『於六櫛木曾仇討』の出版・上演であった。文化四年(一八〇七)に同書が出版・上演されると、木曾の櫛は全国的にも知られるようになり、藪原宿をはじめとする木曾の宿場町では櫛の製造・販売がますます活況なものとなった。なお、同時期に活躍した十返舎一九は、『諸国道中金の草鞋』にて木曾の贅川宿における「お六櫛」販売店の様子を挿絵付きで紹介している(図一)参照)。

江戸中後期にかけて木曾の宿場町において製造・販売されるようになった櫛は、原木を規定の寸法に整えた後に櫛の歯をつけたり、角を丸くして油で磨いたりする作業を経て作られた。木曾では前述のミネバリなどの樹



〔図一〕『諸国道中金の草鞋』第四卷(国立国会図書館蔵)より「贅川宿」の櫛販売店の様子

種その他に、ミヅメ・ブナ・カツラ・シラカバ・タケカバ・サクラ・コブシ・ハンノキなどが榎木として使用されていたという⁽¹¹⁾。従来、これら樹種は藪原宿近辺に位置する「木曾谷上流の鳥居峠付近」⁽¹²⁾や、「上伊那郡高遠町をはじめ、下伊那郡大鹿村など」⁽¹³⁾から搬出され、牛や馬を使用して運搬されていたと指摘がなされてきた。但し、これら榎の原木がどの場所から調達されたのかについては、いずれも同時代的史料での裏付けはなされていない。

そこで「御用状留」の記事をみていくと、木曾で製造された榎の原木が加子母村をはじめとする濃州三ヶ村にて伐り出され、藪原宿をはじめとする木曾の宿場町へと運ばれていたことが確認できる記事がみられる。

二 藪原宿の古畑茂左衛門と濃州三ヶ村の榎木

安永二年（一七七三）正月二二日、藪原宿の古畑茂左衛門という人物から、以下のような問い合わせが内木彦七のもとに届いた。

〔史料二〕⁽¹⁴⁾

新春之御慶賀何方茂御目出度申納候、益御家内御堅栄ニ御越年可被遊御座候、弥重ニ奉存候次ニ当方無事大儀加年仕候、乍憚御安心可被下候、然ハ其御地三ヶ村山ニ而榎木仕出し候様ニ承候、弥御願相濟仕出し候様ニ御座候ハ、右札元願主方へ貴公様分被仰聞候而榎木此方へ参り候様ニ偏奉願上候、当地ニ而も拙家兄新左衛門右榎木等も商売ニいたし候間、直段之儀ハ札主と御引合何連ニも相談可申上候間、榎木屋へ御相談御無用ニ奉願上候、先被為右御頼申上度如是御座候、恐惶謹言、

正月廿二日

古畑茂左衛門

内記彦七様

（中略）

右藪原古畑茂左衛門分之封状巻通、二月十八日夜便リニ来候由ニ而利左衛門持参差出、請取也、

これによれば、藪原宿の古畑茂左衛門は傍線部に示した通り、濃州三ヶ村の森林で榎木が生産されているという情報を聞きつけ、内木彦七に対して、「札元願主方」「札主」らに言い聞かせて自分のところへ榎木を廻してほしいと依頼している。なお、榎木の値段については自身の兄である新左衛門が榎木などを取り扱っている商人でもあるので、茂左衛門は「札主」と兄との間を仲介し、相談のうえ決定したいと述べている。

濃州三ヶ村の森林のうち、規模の大きな場所では藩営請負仕出の入札制で森林利用を許可していた⁽¹⁵⁾。入札に際しては三ヶ村の柚頭らが参加することも多く、その際の願書の取り次ぎを担っていたのは「御山守」である内木家であった⁽¹⁶⁾。このことを考慮すると、「史料二」に登場する「札元願主方」「札主」とは三ヶ村の森林を利用するにあたって入札を願いだした者たちを指しており、伐り出された榎木の販売先などの決定権を有す人びとであったと考えられる。そのため、古畑茂左衛門は彼らが自分の所へ榎木を販売するように仕向けようと、内木彦七を通じて依頼していると考えられる。

なお、内木彦七に対して榎木の販売を依頼したこの古畑茂左衛門がどのような人物なのか、その素性は明らかではない。「史料二」によれば、兄の新左衛門なる人物が榎木などを取り扱う商人であると記されているため、恐らく彼も藪原宿で小規模材などの販売を担う商人であると考えられるが、これ以後も古畑は、内木家を通じて三ヶ村で生産された榎木の販売

を仲介したり調整したりしている人物であることが内木家所蔵の文書からわかる。

例えば、加子母村の庄屋佐右衛門から榎木の伐り出しを開始したい旨の申出があった際、当時は古畑自身も病気がちになってしまっており、また米価高騰の影響により「当宿ならい杯も殊之外諸商売一向ふけいき^二而売方悪敷」、販売による利潤が見込めない^一ので、どうしても伐り出しを行いたいのであれば、福島宿の松原屋太兵衛という人物の所まで出向いて販売を依頼してはどうかと勧めている。さらに古畑は、いづれにしても榎木の生産は米価が下がってから開始した方が良くはないかということ、ならびに伐り出しを開始する場合はその前に松原屋太兵衛と直接相談した方が良くはないかと提案しており、もしそのようにするのであれば、自分も太兵衛のもとへ一緒に出向いて宜しく取り計らってもらえるよう頼むようにすると述べている。そして、以上の件を佐右衛門にもよく伝えて欲しいと内木善左衛門に対して依頼したのであった。⁽¹⁷⁾

これらが記された書状は、七月十一日に作成されたことは明らかであるが、年代が記されておらず、その特定は難しい。しかし第三章で後述する通り、加子母村の庄屋佐右衛門は天明飢饉の際に榎木伐り出しの願書を木曾材木役所へ宛てて提出しており、その取り次ぎを担っていたのは内木彦七と善左衛門であった。また、古畑茂左衛門が米価高騰の煽りを受けて藪原宿や奈良井宿が「一向ふけいき」であると述べていることから考えても、書状の作成時期は恐らく天明飢饉のところであると推測される。なお、これよりおよそ一ヶ月後の八月八日には、佐右衛門が松原屋太兵衛のもとへ相談しに行くため、古畑茂左衛門のもとに一夜泊まりに来ている⁽¹⁸⁾。このことを考えると、加子母村における榎木の伐り出しと木曾の宿場町への搬

出は最終的に実施されたと考えられる。

以上のように、木曾の宿場町において榎木の販売に携わっている人物と内木家が関わりを持っていたことが、「御用状留」をはじめとする史料からは明らかである。しかも、内木家を通じて三ヶ村で生産された榎木の売買を仲介している古畑茂左衛門は、江戸時代から榎の製造・販売が盛んに行われていた藪原宿の者であり、榎木を販売するにあたってさまざまな便宜を図ろうとしている。

内木家と藪原宿の古畑茂左衛門の間にどのような関係があったのか、その詳細までは明らかにできなかったが、少なくとも濃州三ヶ村で伐り出された榎木が、古畑茂左衛門らの手によって藪原宿などの木曾の宿場町へと運ばれていたことは間違いないだろう。

それでは、実際に榎木を伐り出す村の者たちにとって、榎木の生産はどのようなものだったのだろうか。次章ではこのことについて詳しくみていきたい。

三 村々における榎木生産の位置づけ

(一) 「茶塩之賄」としての榎木生産

安永二年～三年(一七七三～七四)にかけて、濃州三ヶ村のうち付知村や加子母村の者たちから榎木伐り出しの願い出が送られており、「御山守」内木彦七は木曾材木奉行に彼らの願書を取り次いでいる。

以下にその一例として、安永二年五月に付知村の杣頭清助から内木彦七へ宛てた願書⁽¹⁹⁾と、内木彦七から木曾材木奉行である日下部兵次郎へ宛

てた願書の取り次ぎ書②をそれぞれ示してみたい。

〔史料三―①〕¹⁹⁾

乍恐奉再願上候御事

一 去辰十二月御願申上置候付知明御山日枯入口、并北平所々薪山之
内ニ御座候 a かつふしと申雜木ニ而榎木仕出方先達而御願申上置
候通り、付知村ニ而御改請御運上被差上榎木百五拾駄合式百駄迄
仕出方被仰付被下置候様奉願上候、右木品之儀御用立不申木品之
儀ニ御座候間、右願之通り被仰付被下置候ハ、当六月分取懸仕
出申度奉願上候、何卒右願之通被仰付被下置候ハ、困窮之私共
模寄之小百姓迄駄賃等を持、旁之以御願をb茶塩之賄ニ茂相成り
申儀ニ御座候、尤c荷物売場之儀ハ木曾福嶋・藪原両宿之内ニ而
売扱可申候、先達而差上置申候別紙続長面之通り御救と被思召、
右願之通り被仰付被下置候様ニ重々奉願上候、以上、

安永二年

付知村杣頭

巳五月

清助

内木彦七殿

〔史料三―②〕²⁰⁾

右辰冬申達置候付知明御山日枯山入口黒川入北平所々薪山之内、aか
すをしみと申かな木ニ而榎木百五拾駄合式百駄迄仕出シ方被仰付被下
置候様右村杣頭清助相願申候、右ハ御用立申木品ニ而も無御座、勿論
御停止立江も入込不申出、之にても御運上銀をも差上ケ申儀ニ御座候、
殊更b村方茶塩之賄ひニも罷成申儀ニ御座候間、右願之通仕出シ方被
仰付被下置候様仕度奉存候、尤右c榎木他国他領江売扱申儀ニ而も無
御座、福嶋・藪原両宿ニ而売扱申積ニ御座候由、右清助義近年御材木

仕出し方をも得御請負不申、殊之外困窮仕及難儀罷在候付、又々願書
受取、右壺通相添奉伺候、以上、

五月廿九日

日兵次郎様

内木彦七

〔史料三―①・②〕のなかで注目すべき点は三点挙げられる。まず一点
目として、〔史料三―①・②〕の傍線部aで示した通り、榎木の樹種とし
て「かつふしと申雜木」や「かすをしみと申かな木」が指定されているこ
とである。「かつふし」や「かすをしみ」は、この他にも「勝節」「かすふ
しみ」と史料上表記されることがあり、これらは堅い木の総称であると考
えられる。

加子母地区では、アオグモなどの堅い木を「鱈節」に由来した「かつぶ
し」と呼称しているようで、このことを考慮すると、「かつふし」や「か
すをしみ」とは特定の一種の木を指しているのではなく、堅い樹種の総称
として使用されていた可能性が高い²¹⁾。また、「かな木」とは落葉広葉樹の
総称²²⁾、もしくは用木となるような樹種以外の雑木の総称であると考えられ
る。

いずれにしても、これらは後の文章中で「御用立不申木品」と捉えられ
ているように、藩の御用材となる樹種でないことは明らかである。村の人
びとや、彼らによる森林利用を監視する立場にあった「御山守」内木家
は、藩の御用木になる木とそうではない木とを明確に区別したうえで榎木
の生産を行っていたことがここからは窺えよう。

二点目は、村々による榎木生産の位置づけについてである。〔史料三―
①・②〕傍線部bによれば、榎木の生産は村の者たちにとって「茶塩之
賄」、つまり茶や塩などの生活用品を得るための稼ぎとして位置づけられ

ている。ここからは、濃州三ヶ村で行われていた櫛木の生産が、村の人びとにとって田畑の耕作とは異なる金銭獲得の手段として位置づけられてきていると考えられる。「御山守」である内木彦七もそのことについては認めており、「史料三一②」では近年藩の材木仕出を請け負っていない清助を救済するためにも、今回の櫛木の伐り出しについての願い出を許可してほしいと木曾材木奉行へ取り次いでいる。

そして三点目としては、傍線部cで示した通り、櫛木の販売先として木曾、特に福島宿や藪原宿が指定されていることである。ここからは、村の人びとにとっても櫛木の主要販路として木曾の宿場町が重要であると目ざれていたということ、およびそのなかでも特に活況を呈していた藪原宿に濃州三ヶ村の櫛木が運ばれていたことが窺える。

なお、安永三年三月には、加子母村の柚頭利左衛門から櫛木と鞘木の伐り出し願いが出されており、それを示すと以下の通りとなる。

〔史料四〕⁽²⁾

加子母明御山

一 かすをしみ櫛木 出来合

但 長四寸分

四寸五分迄

四箇沓駄四拾貫目積リ

沓駄ニ付御運上銀沓匁五分

一 朴鞘木

長 三尺

巾 貳寸貳分

厚 沓寸貳分

内木家文書にみる加子母村の林産物生産

右ハ加子母明御山之内、宇峠合うしくひ谷迄、前山ハ角領合小郷迄之内百姓薪山之内所々ニ而、a 櫛木ハかすふしみと申かな木、鞘木ハ朴ニ而仕出方仕度候間、願之通り被仰付被下置候様奉願上候、但右両品共出来合仕出之様仕度奉願候、

一 櫛木荷物作り候節、あて板□(綴じ目のため判読不可)木少々御免可被下候、

一 荷物御改之儀ハ加子母村内ニ而御改受可申候、

一 御運上銀之儀、両品共御改之後差上可申候、

一 櫛木田立御番所御役銀御免可被下候、并右御番所荷物相通シ候節

ハ送り切手御出被遊可被下候、勿論c 売物所之儀ハ木曾福島・藪原両宿之内ニ而売払可申候、

(中略)

右ハ五ヶ年之間両品共仕出方被仰付被下置候様奉願上候、右櫛木木品之儀者御用立申木ニ而も無御座候、一向之かな木ニ而仕出方被仰付被下置候へハ、私共模寄り之者共ニ至迄駄賃取をも仕、御蔭を以b茶塩之賄ニも相成申儀ニ御座候間、何卒御憐愍被成下御救と被思召、右願之通被仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上、

安永三年午三月

加子母村柚頭

利左衛門印

内木彦七殿

このときも、a～cに示した通り、樹種の指定、櫛木の生産・販売が「茶塩之賄」になると位置づけられ、販売先の指定も前掲の史料と同じような形でなされている。このとき利左衛門は、自分ばかりではなく周囲の者たちにとっても櫛木の伐り出しが「駄賃取」「茶塩之賄」になると述べ

ており、彼らの「御救」として榎木や榎木の伐り出しを許可してほしいと願っている。このように、「史料三・四」をみていくと、濃州三ヶ村による榎木の伐り出しは村々の「茶塩之賄」と位置づけられ、人びとが困窮した際の生活補助や「御救」の手段として積極的に利用されてきていたことがわかる。

一方、「御山守」である内木家は、木曾材木役所へ森林利用の願書を取り次ぐばかりではなく、「史料四」で示した通り、利用を願った者たちが榎木を運搬する前には荷物を見分し、それが完了した後には彼らから運上銀を徴収する必要があった。加えて、榎木を木曾の宿場町へ運ぶにあたっては田立⁽²⁴⁾の番所を通過する必要がある、その送り切手の発行も行わなければならなかった。

森林から木々を伐り出すにあたっては、御用木となる樹種に支障がないようにする必要があるので、村の者たちは「御山守」の管理下で森林を利用しなければならなかった。しかし、内木彦七もまた彼らによる榎木の伐り出しが「茶塩之賄」になるものであることは認めており、特段大きな支障がなければ村の者たちによる森林利用を許可してもらえるように取り計らっていたのであった。

(二) 天明飢饉と加子母村の榎木伐り出し

救済としての森林利用という意味では、天明飢饉時においても榎木の伐り出しを願っているケースがみられる。

天明飢饉は、天明二年（一七八二）〜同七年までの間に発生した全国的な飢饉であり、同期間に発生した浅間山の噴火などが全国的な被害に拍車

をかけたことはよく知られるところである。加子母村においても、天明三年には酒の醸造が飢饉のため禁じられており、天明六年五月から霜雨が降り、八月二十九日には大風が発生し稲作に甚大な被害をおよぼした⁽²⁵⁾。また、天明六年冬〜七年春にかけては雪がまったく降らなかったという⁽²⁶⁾。

こうした飢饉の影響を受け、天明七年には困窮した百姓たちの救済措置として、森林利用の願書が加子母村の庄屋佐右衛門によって作成された。この願書は木曾材木役所宛の願書だったが、まずは「御山守」である内木彦七に対して以下の通り提出された。

〔史料五〕⁽²⁷⁾

加子母前山

小郷二ノ谷口

明御山

壹ヶ年分

一 かつふしミ榎木 百五拾駄合

式百駄迄

但長壹寸八分

中四寸合四寸五分迄

厚五分合六分迄

壹箇五百式拾枚四箇壹駄四拾貫目積壹駄ニ付此運上銀式匁壹分、

右荷物当テ板

一 椽長四尺合五尺迄

中式寸厚五分

但百枚結壹運

此御運上銀式分

私儀諸作悪敷甚難洪仕候処、諸賄仕候義も不奉存候付、当村前御山内御停止松類無之御座候御百姓薪木山之内、模寄り之かない木之内か

つふしミと申木ニ而、櫛木五ヶ年之間仕出方被仰付被下置候様奉願上候、

一 当板木之儀者櫛ニ而御山守衆御見分請ケ本切可仕候、

一 当村御山内薪山苗木領越原境今小郷前山二ノ谷口迄、所々ニ而少々有之御座候かつふしミ取集仕出方御メリ之義ハ、内木彦七様同善左衛門様折々山本御見廻被成儀者承知仕候、内木彦七様御改請御運上銀之儀者、御差図次第上松御役所江差上可申候、

一 売場之義者、御領分之内木曾谷所々江相払申度候ニ付、右荷物通
用之送御切手ハ内木彦七様御出被下候様奉願上候、

一 田立御番所并附送り御番所、其外御役銀之儀者御免可被下候、御山内荒シ不申候様可仕候、惣而御停止木ハ勿論、雜木共外立木にハ一切差障リ不申、御太切ニ仕来候様可仕候、右御願申上候通被仰付被下置候ハ、御山守衆御差図次第違背不仕急度御山法相守可申候間、何卒御勘考を以仕出方被仰付被下置候様幾重も奉願上候、右願之通急々被仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上、

天明七年未正月

加子母村庄屋

佐右衛門

木曾御材木方

御役所

〔史料五〕では、加子母村庄屋佐右衛門が飢饉の影響により田畑耕作が行き届かなくなったため、加子母村の明山において五年間櫛木の伐り出しを実施したいと願っている。ここにおいても、櫛木の樹種として「かつふしミ」と呼ばれる「かない木」を指定しており、具体的な販売先も木曾谷の所々と定めている。また、伐り出しに際しては内木彦七をはじめとす

る「御山守衆」の指示を受け、櫛木を木曾谷へ運ぶにあたって必要となる番所通行切手の発行は、内木彦七に別途願ひ出ることなどを佐右衛門は併せて約束している。

ここからは、田畑耕作が立ち行かなくなった際、村の人びとの救済措置として森林が機能しており、特にこのときは櫛木の伐り出し・販売がその方策の一つとして捉えられていたことがわかる。もちろん、救済を理由とする森林の利用であったとしても、御用木となるような樹木に支障が出ないようにしなければならず、そのチェックを担っていたのは内木家をはじめとする「御山守」たちであった。

また、「御山守」内木家は村方から願書を受け取って見廻りを実施した結果、利用しても差し支えないと判断した場合はその願書に上申書を添えて役所へ送付したり、場合によっては村方で作成した文書の添削や案文の作成などもおこなったりすることもあった。⁽²⁸⁾ 今回の場合もその例に漏れず、佐右衛門が作成した木曾材木役所宛の願書に、内木彦七の上申書が作成されたうえで提出されている。⁽²⁹⁾ 彦七らは木曾材木役所へ佐右衛門の願書を取り次ぎ、役所での審議の結果、手始めに加子母村での櫛木の伐り出しは天明七年の八月から翌年の四月までの間で実施することが許可された。そして、四月二四日には内木彦七を通じて佐右衛門にもこの旨が伝えられることとなった。⁽³⁰⁾

なお、本事例で加子母村での櫛木伐り出しの開始時期が八月であることを考えると、その前後に加子母村での櫛木販売の問い合わせが木曾の宿場町へも伝えられていることが想定される。第二章で述べた藪原宿の古畑茂左衛門が、「一向ふけいき」であることを理由に櫛木伐り出しの開始時期を遅らせるよう勧めたり、別の販売先を紹介したりしているのは七月か

ら八月にかけてのことであるため、本事例と大いに関係があると考えられる。

おわりに

以上、本稿では「御用状留」をはじめとする史料から、加子母村の林産物について木曾の宿場町と関わりが深い榎木を中心にもてきた。

江戸時代の段階で既に土産物として盛んに製造されていた木曾の榎の木は、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村の森林で生産されていたことは先に示してきた史料から明らかである。もちろん、従来言われているように藪原宿近くに位置する鳥居峠などでも榎木は伐り出されていたと考えられ、あくまで榎木の産地の一つとしての位置づけであることは否めない。しかし、藪原宿で榎木を取り扱う商人と思しき人物が「御山守」内木家を通じて榎木を入手しようとしていた点からは、濃州三ヶ村の森林が木曾の宿場町における榎木の製造を、原木の供給という点で支えていたと言えるだろう。

また、榎木の生産は村の者たちにとって「茶塩之賄」として位置づけられており、日常的な金銭獲得の手段、あるいは田畑耕作が行き届かなくなったときの救済手段として積極的に利用されていた。もちろん、御用木となる樹種に支障がないようにしなければならぬという制約はあったが、村々の者たちはその範囲内で森林を有効活用しようとしていたことが窺える。また「御山守」である内木家は、彼らのこうした森林利用が円滑に行くよう、願書の取り次ぎなどの形で関与していたのである。

加子母村をはじめとする村々で生産された林産物は、冒頭でも述べた通

りこれ以外にも多く存在する。それら林産物が周辺地域にどのように流通し、影響を与えていたのか、さらにそうした村々の森林利用に際して「御山守」が具体的にどのように関わっていたのか、その実態を明らかにすることが、筆者に与えられた次なる課題であると考えられる。

註

(1) 太田尚宏 a 「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』—濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から—」〔徳川林政史研究所「研究紀要」第五二号〔金毓叢書〕第四五輯所収〕、二〇一八年)、同 b 「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」〔国文学研究資料館紀要(アーカイブズ研究篇)第一四号、二〇一八年)、芳賀和樹「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』」〔徳川林政史研究所「研究紀要」第五三号〔金毓叢書〕第四六輯所収〕、二〇一八年)などを参照。

(2) 同前太田論文 a、二頁参照。

(3) 一般的にはこれら三ヶ村は「裏木曾三ヶ村」と呼称されているが、史料上「濃州三ヶ村」と表記されることが多いため、本稿では史料上の表記に統一することとする。

(4) 前掲註(1)太田論文 a、二―三頁参照。

(5) 同前。

(6) 主要な研究として、所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)などが挙げられる。また、加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』(岐阜県恵那郡加子母村、一九七二年)には尾張藩の林政について御栗山などを中心にもとめられているが、村の森林利用については十分に解明されているとは言い難い。

(7) 村の人びとによる森林利用について論じた近年の研究成果として、白水智『中近世山村の生業と社会』(吉川弘文館、二〇一八年)などが挙げられる。白水氏は信濃国秋山や甲斐国早川入などをフィールドに当該地域における人びとが板木・木工品の生産などに従事していたことを明らかにしている。

(8) 木祖村誌編纂委員会編『木祖村誌 源流の村の歴史(上)』(古代・中世・近世

編」(木祖村誌編纂委員会、二〇〇一年)、三二二頁。

(9) 同前。

(10) 大田南畝『壬戌紀行』(国立国会図書館所蔵)、享和二年三月二十九日条。

(11) 木祖村誌編纂委員会編『木祖村誌 源流の村の民俗』(民俗編)(木祖村誌編纂委員会、一九九八年)、三二一～三二二頁。

(12) 生駒勘七『木曾の庶民生活風土と民俗』(国書刊行会、一九七五年)、二二九・二二二頁。

(13) 前掲註(8)『木祖村誌』、三三二～三三三頁、前掲註(11)『木祖村誌』、三二二頁。

(14) 安永二年「巳年中御用状留」(徳川林政史研究所蔵)、正月二二日条。

(15) 前掲註(1)太田論文b、二三三～二四頁。

(16) 同前。

(17) 内木家所蔵文書一〇一―一八―一五「(年不詳)七月十一日 古畑茂左衛門内木善左衛門宛書状」。

(18) 同前一〇一―一八―〇六「(年不詳)八月八日 古畑茂左衛門内木善左衛門宛書状」。

(19) 安永二年「巳年中御用状留」(徳川林政史研究所蔵)、巳五月条。

(20) 同前、五月二九日条。

(21) 加子母在住の方からのご教示による。

(22) 太田尚宏『木曾五木』と濃州三ヶ村(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史

研究所編『江戸時代の森林と地域社会』(徳川林政史研究所、二〇一八年)、九頁。

(23) 安永三年「午年中御用状留」(徳川林政史研究所蔵)、午三月条。

(24) 田立は現長野県木曾郡南木曾町にある地名。濃州三ヶ村のうち、川上村の先に位置していた。

(25) 前掲註(6)『加子母村誌』、一八八～一八九頁。

(26) 同前、一八八頁。

(27) 内木家所蔵文書六四一〇一―一六「天明七年 未年御用状留」、未正月条。

(28) 前掲註(1)太田論文b、二四頁参照。

(29) 内木家所蔵文書六四一〇一―一六「天明七年 未年御用状留」、正月二三日条。

(30) 同前、四月一三日条、四月二四日条。

〔付記〕

本稿は、二〇一九年一〇月四日(金)に「ふれあいのやかたかしも(岐阜県中津川市加子母)にて開催された「かしももの歴史講演会」にて、筆者が「林産物をめぐる人・地域―江戸時代の加子母村を中心に―」のタイトルで講演した内容の一部を成稿化したものである。当日は多くの方にご参加いただき、ご質問・ご意見などを賜りました。また、講演会の開催、ならびに内木家文書の調査に際しては、内木哲朗氏に格別な協力とご配慮を賜りました。末筆ながら、記して御礼申し上げます。

